地方厚生局又は地方厚生支局

試験地	所在地
北海道	北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎　北海道厚生局　郵便番号060―0808　電話番号011（709）2311　ＦＡＸ番号011（709）2704
青森県 宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア　東北厚生局　郵便番号980－8426　電話番号022（716）7331　ＦＡＸ番号022（726）9267
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330－9713　電話番号048（740）0810　ＦＡＸ番号048（601）1326
愛知県 石川県	愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１号　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461―0011　電話番号052（959）2064　ＦＡＸ番号052（971）8861
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500
広島県	広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730－0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155
香川県	香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎　四国厚生支局　郵便番号760―0019　電話番号087（851）9565　ＦＡＸ番号087（822）6299
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（472）4474
沖縄県	沖縄県那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第１地方合同庁舎　九州厚生局沖縄分室　郵便番号900－0022　電話番号098（853）7350　ＦＡＸ番号098（853）4495

８　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成23年10月28日（金曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

看護師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第101回看護師国家試験を次のとおり施行する。

平成23年８月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

１　試験期日　平成24年２月19日（日曜日）

２　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践

４　受験資格

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「指定大学」という。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者その他３年以上当該学科を修めた者（平成24年３月19日（月曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において３年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成24年３月19日（月曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑶　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（平成24年３月19日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑷　免許を得た後３年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、指定大学、指定学校又は指定養成所において２年以上修業したもの（平成24年３月19日（月曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑸　外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑹　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の終了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（平成24年３月７日（水曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑺　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の終了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（平成24年３月７日（水曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑻　過去に⑹又は⑺により受験資格を認められた者

⑼　保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和26年法律第147号）附則第８項に規定する者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定大学、指定学校若しくは指定養成所又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

イ　４の受験資格の⑴から⑶又は⑼に該当する者が提出する書類

指定大学、指定学校の修業証明書又は３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書、又は、指定養成所の卒業証明書又は卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成24年３月６日（火曜日）午後５時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

なお、平成24年３月６日（火曜日）までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、平成24年３月19日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　指定大学、指定学校の修業証明書又は２年以上修業したと判定されたことを証する書面（以下「２修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書、又は、指定養成所の卒業証明書又は卒業できると判定されたことを証する書面（以下「２卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書